

旭川医科大学病院職種間協働推進検討委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学病院職種間協働推進検討委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院職種間協働推進検討委員会規程（平成24年旭医大達第2号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(組織) 第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。 (1) 副病院長 (2) 病院長補佐 (3) 経営企画部副部長（経営戦略担当） (4) 二輪草センター副センター長 (5) 医師 若干人 (6) 看護師 若干人 (7) 薬剤部副薬剤部長のうちから 1人 (8) 臨床検査・輸血部技師長 (9) 手術部技士長 (10) 放射線部技師長 (11) 病理部技師長 (12) リハビリテーション部技士長	(組織) 第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。 (1) 副病院長 (2) 病院長補佐 (3) 経営企画部副部長（経営戦略担当） (4) 二輪草センター副センター長 (5) 医師 若干人 (6) 看護師 若干人 (7) 薬剤部副薬剤部長のうちから 1人 (8) 臨床検査・輸血部技師長 (9) 手術部技士長 (10) 放射線部技師長 (11) 病理部技師長 (12) リハビリテーション部技士長

(13) 栄養管理部栄養士長

(14) 人事課長

(15) 経営企画課長

(16) 医療支援課長

(17) 医事課長 (新設)

(18) その他委員長が必要と認めた者

2 前項第5号から第7号及び第18号の委員は、病院長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第5号から第7号及び第18号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員及び追加の委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(略)

附 則

この規程は、令和6年10月10日から施行し、令和6年8月1日から適用する。

【改正理由】

令和6年8月1日付け事務局改組に伴い、所要の改正を行うものである。

(13) 栄養管理部栄養士長

(14) 人事課長

(15) 経営企画課長

(16) 医療支援課長

(17) その他委員長が必要と認めた者

2 前項第5号から第7号及び第17号の委員は、病院長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第5号から第7号及び第17号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員及び追加の委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(略)